

○銃砲等又は刀剣類の提出命令

(第 8 条第 7 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 8 条第 7 項
処分の概要	銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 8 条第 6 項・第 7 項
処分基準	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して 50 日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室